

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)
資料集

<施設の機能転換等>

○自立支援の状況について	1
--------------------	---

<児童相談所・一時保護所等の改革>

○児童福祉司・児童心理司の配置基準	3
○児童相談所相談受理件数	4
○児童福祉司一人当たりの虐待相談受理件数	5
○親権・後見人・立入調査等	6
○一時保護所での新規保護人数	7
○一時保護委託での新規保護人数	8
○一時保護所における入所率、平均保護日数	9
○一時保護所・退所先別状況（被虐待児童）	10

■自立支援の状況について

施設入所児童の進路状況等

○平成30年3月に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の高等学校等進学率は97.5%となっており、全国の数値(95.8%)及び全中卒者の数値(99.3%)とほぼ同水準である。

○平成30年3月に高等学校を卒業した児童養護施設入所児童の大学等進学率は44.3%となっており、全国の数値(30.8%)を上回っているが、全高卒者の数値(83.4%)は大きく下回っている。

◎中学校卒業児童

	平成30年3月中学校 卒業児童数		進学						就職		その他	
			高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	244 人	235	96.3%	3	1.2%	238	97.5%	1	0.4%	5	2.0%
	全国	2,342 人	2,204	94.1%	40	1.7%	2,244	95.8%	56	2.4%	42	1.8%
(参考)全中卒者	東京都	102,257 人	100,962	98.7%	536	0.5%	101,498	99.3%	148	0.1%	611	0.6%
	全国	1,133 千人	1,120 千人	98.9%	4 千人	0.4%	1,124 千人	99.2%	3 千人	0.3%	7 千人	0.6%

◎高等学校卒業児童

			平成30年3月高等学校 卒業児童数		進学				就職		その他		
					大学等		専修学校等						合計
児童養護施設	東京都	201 人	在籍児童	14	7.0%	11	5.5%	25	12.4%	11	5.5%	6	3.0%
			退所児童	28	13.9%	36	17.9%	64	31.8%	85	42.3%	10	5.0%
			計	42	20.9%	47	23.4%	89	44.3%	96	47.8%	16	8.0%
	全国	1,715 人	在籍児童	90	5.2%	73	4.3%	163	9.5%	126	7.3%	35	2.0%
			退所児童	186	10.8%	180	10.5%	366	21.3%	946	55.2%	79	4.6%
			計	276	16.1%	253	14.8%	529	30.8%	1,072	62.5%	114	6.6%
(参考)全高卒者	東京都	101,782 人		65,863	64.7%	18,993	18.7%	84,856	83.4%	6,567	6.5%	10,359	10.2%
	全国	1,056 千人		578 千人	54.7%	232 千人	22.0%	810 千人	79.7%	186 千人	17.6%	60 千人	5.7%

※(児童養護施設)社会的養護現況調査(国)より

※(全中卒者、全高卒者)学校基本調査(国)より

施設等退所後に就いた最初の仕事の在職期間(すでに辞めている方)

○施設等退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方(181人)の約5割が、1年未満で辞めている。

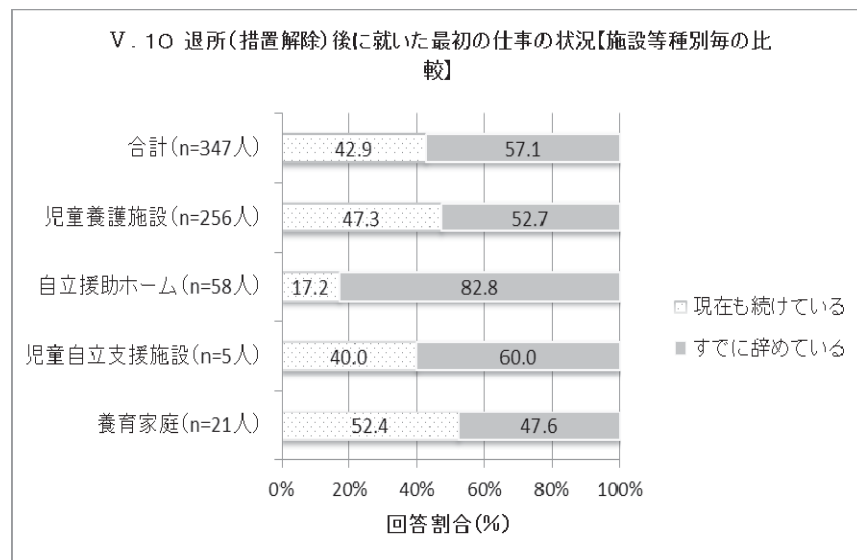
※「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(平成29年2月) 別添のとおり

10 退所（措置解除）後に就いた最初の仕事の状況

【施設等種別毎の比較】

退所後に就いた最初の仕事の状況を聞いたところ、施設種別毎にみると、「現在も続けている」割合は、養育家庭では 52.4%、児童養護施設では 47.3%となっている。

自立援助ホームでは「すでに辞めている」が 82.8%となっている。

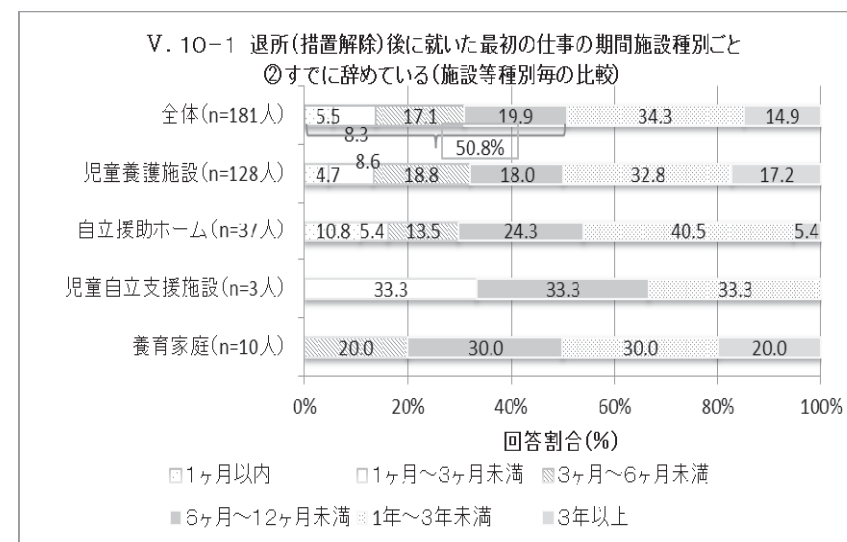


* 今回調査から、仕事の継続年数について「現在も続けている」方と「すでに辞めている」方とを分けて集計している（下記 V. 10-1 参照）。

「すでに辞めている方」の「最初の仕事の在職期間」 【施設等種別毎の比較】

退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方に対し、最初の仕事の在職期間を聞いたところ、全体では 12 か月未満の割合を合計すると 50.8%となっており、約 5 割が最初の仕事を 1 年未満で辞めていた。

施設種別毎にみると、児童養護施設では「1 年～3 年未満」の割合が最も高く 32.8%となっている。自立援助ホームでは「1 年～3 年未満」が最も高く 40.5%、次いで「6 ヶ月～12 ヶ月未満」が 24.3%となっている。



児童福祉司・児童心理司の配置基準

○ 政令基準数に対する児童福祉司、児童心理司の定数が不足

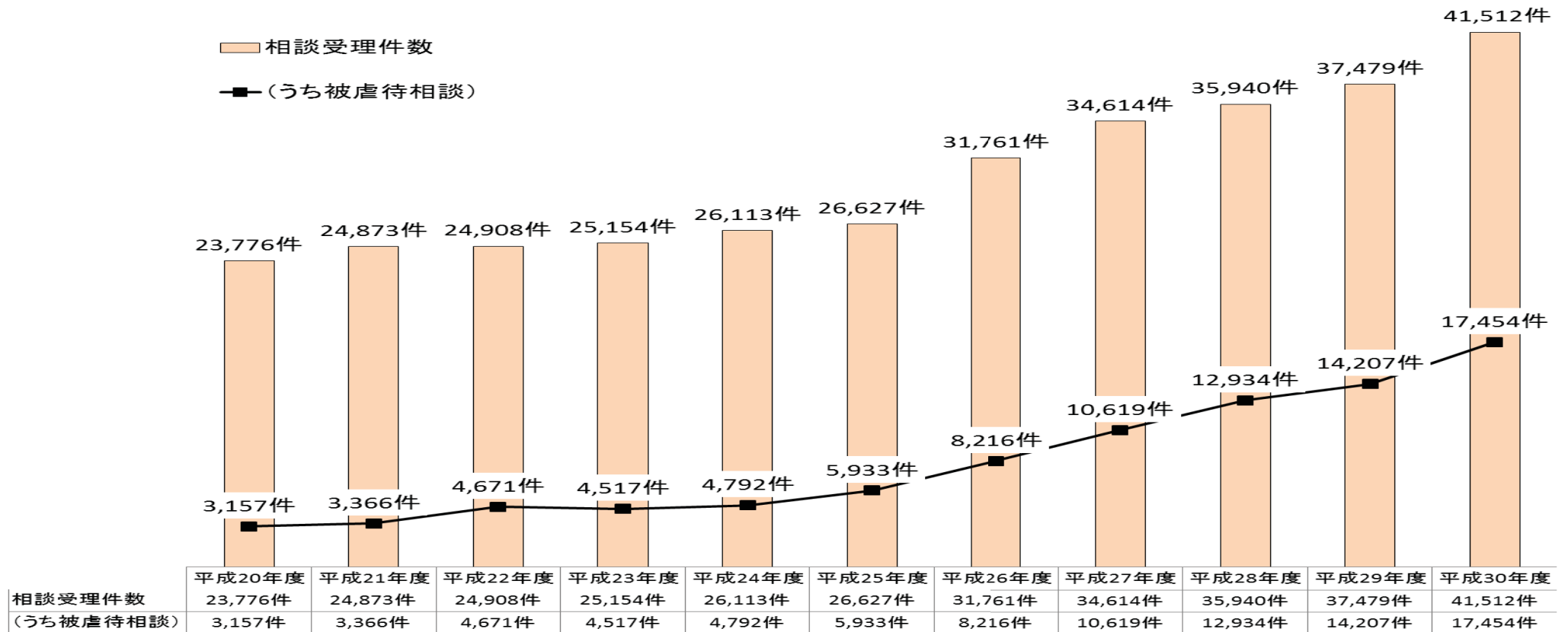
年度(4月1日時点)		2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (令和元年)	2022 (令和4年)
児福司	定数	227	250	273	315	—
	政令基準数 (人口・相談件数に基づく)	223 (人口6万人に1人)	276 (人口5万人に1人)	297 (人口5万人に1人)	372 (人口4万人に1人)	491 (人口3万人に1人)
心理司	定数	91	104	117	141	—
	政令基準数 (児福司2人に1人)	112	138	149	186	248

○2022年(令和4年)度の政令基準数は、2018年(平成30年)度の児童人口・相談件数に基づき計算

○2020年(令和2年)度の区児童相談所設置を見据え、荒川区、江戸川区、世田谷区の人口を除外して計算

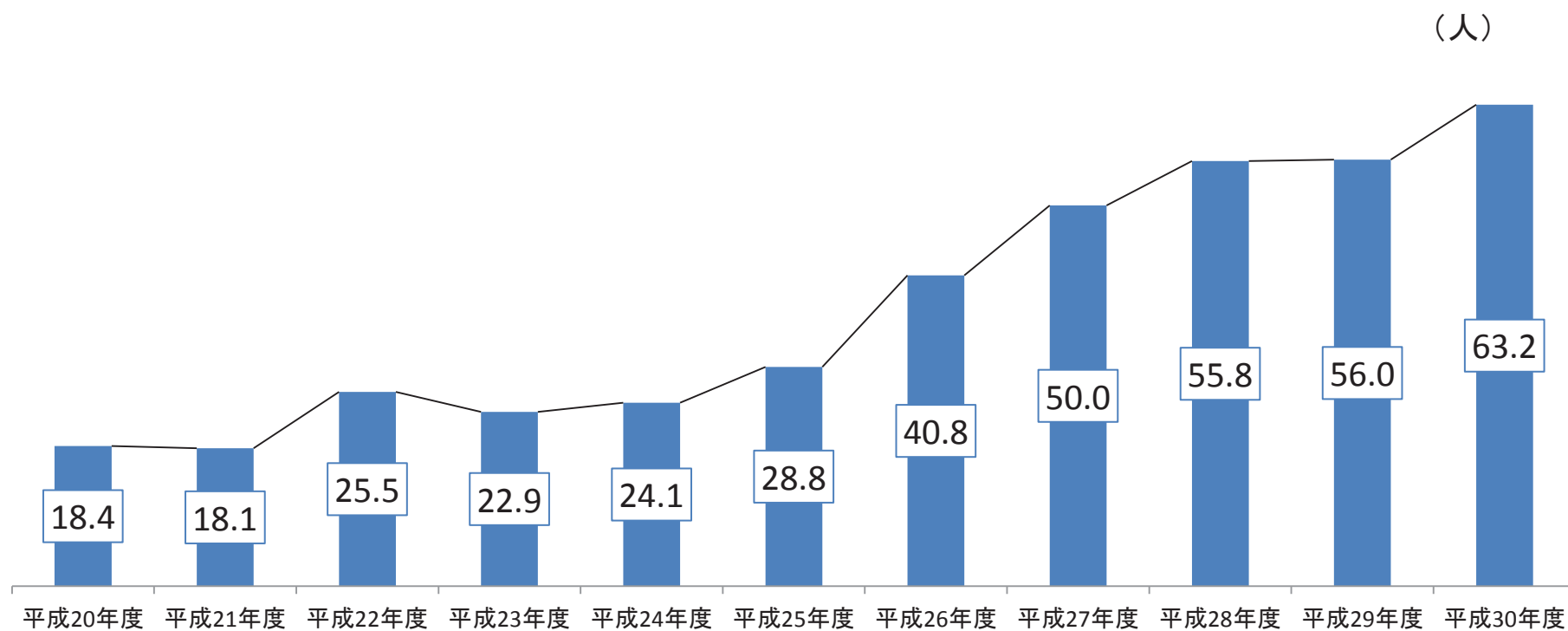
児童相談所相談受案件数

- 児童相談所が受理した相談件数は、近年増加している
- 特に、虐待相談は急増しており、10年前の5倍以上となっている



児童福祉司一人当たりの虐待相談受理件数

○ 児童福祉司一人当たりが受理する虐待相談は、年々増加しており、近年は一人60件を超える状況である



親権・後見人・立入調査等

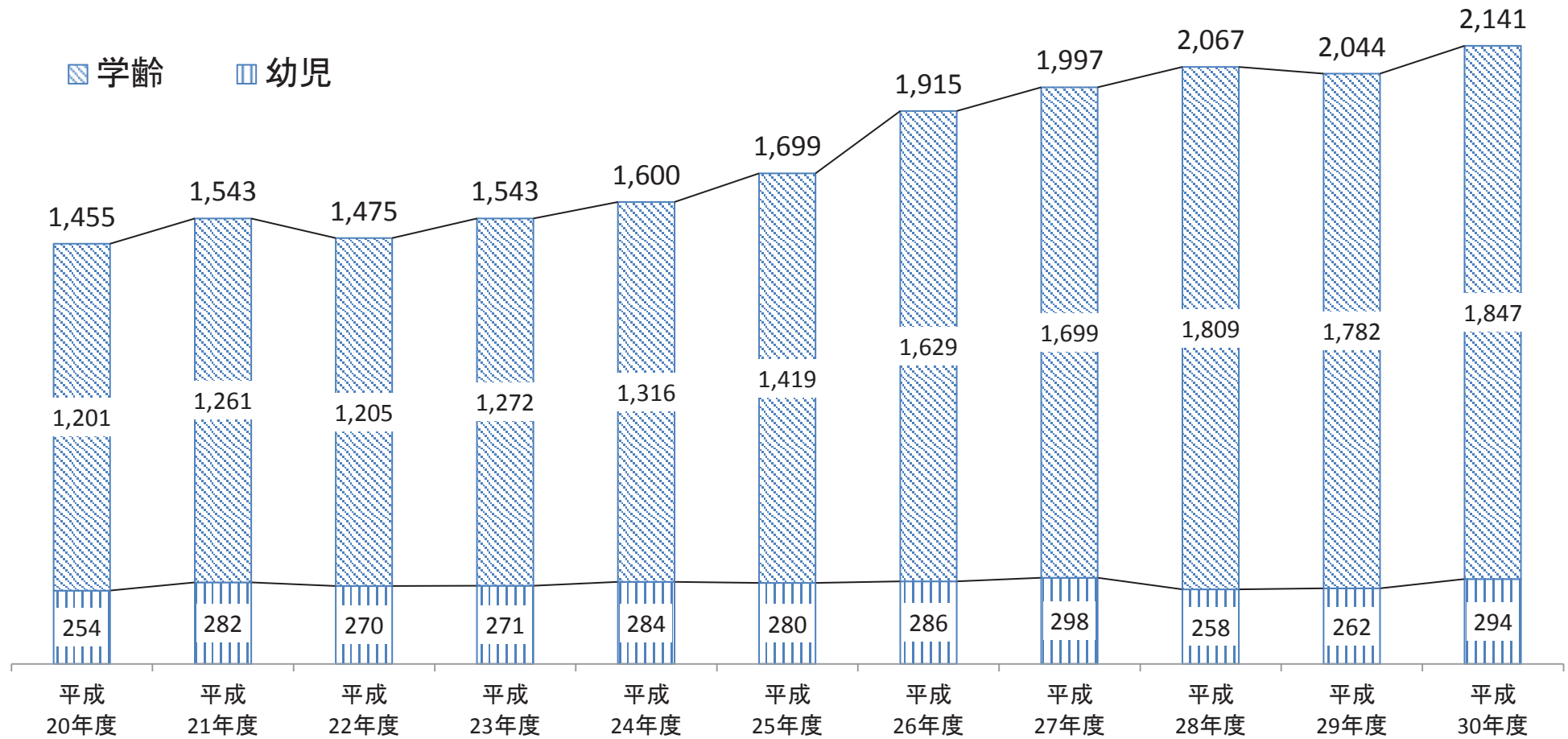
内容 年度・児相		法第28条1項による措置		法第28条2項による措置		親権喪失審判の請求		親権停止審判の請求		管理権喪失審判の請求		後見人選任の請求		出頭要件件数 (別掲：再出頭要件件数)	虐待法第9条による立入調査 実施件数	警察援助要 請件数	臨検・捜索 実施件数	通信・面会 制限措置件 数
		請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求人数	承認人数	請求人数	承認人数	請求人数	承認人数	請求人数	承認人数					
26年度		18 (21)	12 (14)	6 (6)	8 (8)			2	5	1	1	5	8	8 (2)	20	28	1	1
		(350)	(267)			3	6	18	13	1	1	40	45	35 (10)	114	250	1	65
27年度		24 (32)	10 (13)	19 (25)	12 (17)			6	3			3	2	7	4	26		1
		(277)	(208)			4	5	45	25	2		52	46	32 (4)	85	280	1	40
28年度		15 (18)	20 (24)	10 (11)	13 (14)			6	1			14	7	2	5	27		2
		(317)	(237)			11	5	48	40		2	92	68	51 (8)	119	305	1	48
29年度		26 (35)	17 (24)	14 (15)	9 (11)	1	1	4	4			16	17	3	2	31		
		255	182	78	70	11	8	30	23			71	67	56 (3)	75	345	5	211
30年度		48 (63)	23 (34)	11 (12)	15 (15)	1	1	8	5			9	6	11	3	31		1
児 童 相 談 所 別	センター	16 (19)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	1	1	4	3			2	1	5	1	10		
	江 東	3 (4)	4 (7)	3 (4)	1 (1)													
	品 川	7 (12)	2 (6)		1 (1)									1		1		
	世田谷	4 (5)	2 (3)		1 (1)			1						1		1		1
	杉 並	2 (2)		(0)	(0)			1						2		3		
	北	1 (1)	2 (2)		(0)							1	1			3		
	足 立	5 (6)	3 (4)	2 (2)	4 (4)			1				2				1		
	八王子	4 (6)	2 (4)		3 (3)							1	1		2	1		
	立 川		(0)	1 (1)	1 (1)			1				1	1	2		5		
	小 平	4 (6)	3 (3)	1 (1)	2 (2)				2			2	2			2		
	多 摩	2 (2)	1 (1)		(0)											4		

注1 各年度の下段は、全国の数値である

注2 平成26年度における法第28条1項1号、2号による措置の請求件数（人数）及び承認件数（人数）には、法第28条2項による措置の請求件数（人数）及び承認件数を含む。

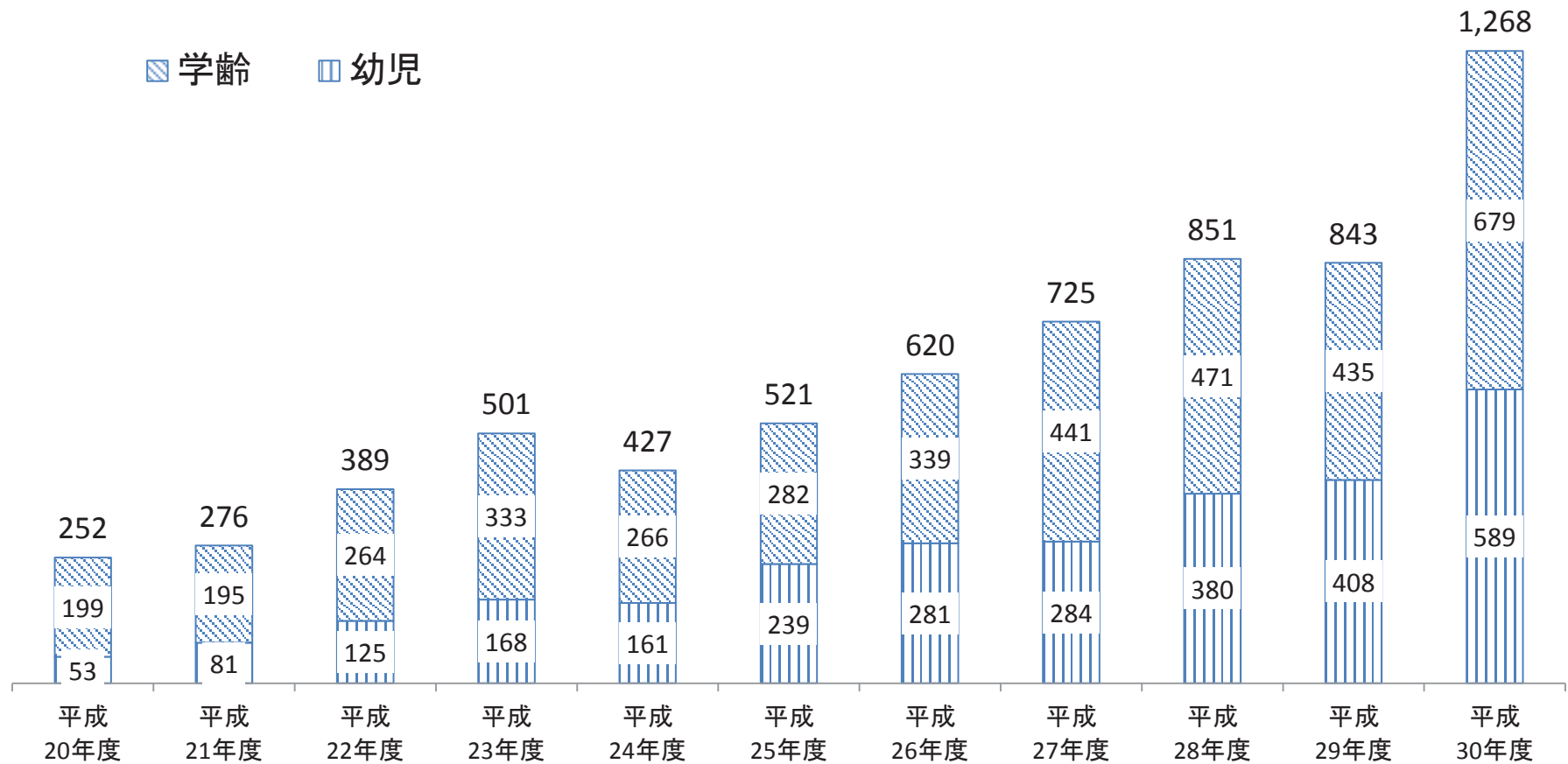
一時保護所での新規保護人数

- 相談件数の増加に伴って、一時保護件数も増加している
- 特に近年では、学齢時の増加が大きい



一時保護委託での新規保護人数

○ 一時保護委託件数も増加傾向にあり、学齢・幼児ともに増加している



一時保護所における入所率、平均保護日数

- 緊急での一時保護が必要なケースも多く、一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化
- 一人当たりの平均保護日数は40日を超える状況である（全国平均30.1日：平成28年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入 所 定 員 A	192人	213人	213人	213人	213人
1 日 当 たり 平 均 入 所 数 B	218.7人	226.6人	242.6人	232.3人	244.7人
平 均 入 所 率 $B \div A$	113.9%	106.4%	113.9%	109.1%	114.9%
一 人 当 たり 平 均 保 護 日 数	41.7日	41.3日	42.4日	41.9日	40.8日

一時保護所・退所先別状況（被虐待児童）

○ 一時保護所からの退所先としては、家庭（帰宅）が最も多く、次いで児童福祉施設への入所となっている。

